(様式5)

最終更新日:令和5年10月31日

#### 公益財団法人日本サッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jfa.jp/about\_jfa/policy\_rule/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	基本計画を策定し公表するこ	2005年に組織運営に関する大方針である「JFA2005年宣言」を行い、JFAの理念、JFAのビジョンを決定。2015年、2050年の中長期目標(JFAの約束)を設定した。 直近の取組では、2015年度に中期基本計画である「JFA中期計画2015-2022」を策定し、その後、折り返しにあたる2018年度には現状に即した見直しを実施したことに加え、以後向こう4年分を毎年更新(ローリング)し、「JFA中期計画2023-2026」を作成し各種施策を実施している。今後は4年毎に中期計画を見直し、策定する。 JFA中期計画の改定にあたっては、役職員から広く意見を募り、ステークホルダーが参加する評議員会で議論し、施策に反映させるとともに、承認された中期計画は当協会公式ウェブサイト等で公表している。 2024年以降の中期計画の策定にあたっては、2024年3月以降の新たな経営体制・執行体制の方針により方向性を確定させる。	JFA中期計画2023-2026
2		人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	組織運営の強化に関する人材の採用については、現在、新卒の一括採用は実施していないが、4半期ごとに各部門の要員数を確認し、障がい者の雇用を含めて計画的に中途採用を行っている。また、人材の育成については、階層別研修、サクセッションプランに基づいた選抜型育成、多様性の促進のための研修、コンプライアンス研修等を2020年度より充実させている。特に、サッカー界、スポーツ界を牽引する女性役員/経営人材育成のために、「JFA女性リーダーシッププログラム」を一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ(WEリーグ)と共同で立ち上げている。これらの取り組みは、理事会での機関決定を経て広く公表している。また、これらの施策を計画するにあたっては、役職員や関係団体から幅広く意見を募っている。中期的な計画は、JFA中期計画2023-2026において、JFAの理念・ビジョンに基づいて、企画・推進人財の強化、女性活躍・多様性による価値創出(女性職位就任者を10%増)、生産性の向上(業務水準を維持し総労働時間を10%減)を掲げている。	ラム概要

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	る計画を策定し公表すること	財務の健全性確保に関する計画については、毎年の決算において詳細な分析を行い、理事会等にて報告を行っているほか、主に中期計画において健全な組織経営の実現に向けて取り組む各種施策を定め、公表しているところであり、財源の多様性(例:登録料、スポンサー収入、チケット販売、放送権、商品化権等)を確保し、十分な特定預金により財務の安全性を確保するなど自己財源も充実している。また、チェック機能という点においても、予決算の分析においては、多様なメンバーから組成されている財務委員会において単年度の予算、決算を複眼的に確認・議論し、会計監査人のチェックも受けながら、公益財団法人としての財務規律を守っている。あわせて、四半期ごとに全ての部署の予実算状況の確認、年度末に向けた見込みの精査を行い、取りまとめの上で理事会へ報告を行なっている。中期的な計画は、JFA中期計画2023-2026において、JFAの理念・ビジョンに基づいた事業精査を推進し、定常事業における収支均衡の実現・新たな事業収益基盤の構築・戦略投資の実行を掲げている。	JFA中期計画2023-2026
4	組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべき	成等における多様性の確保を 図ること ①外部理事の目標割合(25%	一方で、2023年7月30日に開催した評議員会において、理事会体制の抜本的な見直しが承認され、女性理事40%・外部理事25%も目標として定められた。2024年3月までに役員等推薦委員会にて目標達成を目指した役員選任を実行することが計画されている。	委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<b>5</b>	るための役員等の	成等における多様性の確保を 図ること ②評議員会を置くNFにおいて	国際サッカー連盟(FIFA)からの指導に基づき、評議員会は、サッカー界を構成する主要な各ステークホルダー(団体)の代表者により構成されている。現状では、評議員の選定は個々の団体(評議員推薦加盟団体)に委ねられているため、男女のバランスを確保するのが難しく、結果として女性評議員は3.8%(79人中3名)に留まっている。女性の割合を増やすための仕組みの導入を含め、次期評議員の改選期である2027年3月に向けて、あるべき構成の検討を行う。	評議員名簿
6	るための役員等の	構成等における多様性の確保	ガバナンスコードの要請を踏まえ、2020年3月にアスリート委員会を設置済。アスリート委員会の構成については、性別や競技・種目等のバランスに留意し、多様性を担保している。アスリート委員会は、各種委員会組織運営規則に基づき、理事会の諮問に基づき答申することができるほか、委員長は、理事会運営規則に基づきオブザーバー出席ができることから、組織運営に反映させるための具体的な方策が講じられている。	
7	[原則2]適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	し、実効性の確保を図ること	2023年7月30日に開催された評議員会において、2024年3月以降の理事の最大人数を30名から15名に縮減することが承認された。合わせて、理事会を実効性の高い機関とするために、JFAの組織運営の管理監督を行うに資する知見を有した人員での構成を目指すことも方向性として承認された。役員の選任にあたっては役員等推薦委員会を経て2024年3月に決定する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	るための役員等の 体制を整備すべき である。	①理事の就任時の年齢に制限	「理事及び監事の職務権限規則」に、就任時に会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満と定めている。	
9		②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること		

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
		て役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	ルタントなどの有識者を構成員とする、会長予定者選出管理委員会が会長予定者の選出に関する事務	役員の選任及び会長等の選定に関する規程役員等推薦委員会委員略歴
11		(1) NF及びその役職員その 他構成員が適用対象となる法 令を遵守するために必要な規 程を整備すること	倫理規範3.(1)、理事及び監事の職務権限規則第3条、懲罰規程第34条(5)に法令順守の規定が設けられている。 就業規則には具体的な禁止事項を列挙している。	倫理規範 理事及び監事の職務権限規 則 懲罰規程
12		規程を整備すること	盟団体規則、事案決裁規則、倫理コンプライアンス方針、監事監査規則、経理規則を整備している。	評議員推薦加盟団体規則 評議員及び開製 評議員会運営規則 理事会運営規則 司法機関員会組織運営規則 名種委則 和盟団体規則 和盟団体規則 事案決 計 知盟団体規則 事案決 計 計 計 計 が 事 を は が は が り の の の の の の の の の の の の の の の の の の

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	を整備すべきであ		職場相談員設置規則、JFAホイッスルブローイング(通報窓口)等運用規則、リスク管理規則、暴力等根絶相談窓口運用規則、ウェルフェアオフィサー設置要領、文書管理規則、情報公開細則等を整備している。なお、不祥事対応については、リスク管理規則内の緊急事態対応において、不祥事も含めた事案発生時における諸手続きについて定めている。 苦情処理規則については現状未策定のため、運用の実効性、類似規定との内容重複等も加味して2024年3月に向けて策定検討を進める。	内部通報者保護規則
14	を整備すべきであ	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関 する規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、就業規則、給与細則、旅費細則等を整備している。	役員及び評議員の報酬並び に費用に関する規程
15	を整備すべきであ	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	る。	特定費用準備資金等取扱規 則 財産管理運用規則 寄付金等取扱規則
16	を整備すべきであ	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための 規程を整備しているか		付随的事業規則 会旗及び標章規則 表彰規則

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<b>17</b>	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ	的な選考に関する規程その他	選手選考については、サッカーという団体競技の性質上、監督の戦術等に沿った選手選考を行う必要があるという観点などから、一律の定量・定性的な基準を設けて個人を選考するということは行っていないが、関連規則に基づき、下記の取組にてチーム編成が決定され、理事会に報告されるというプロセスを経ている。 1. ナショナルコーチングスタッフ等が中心となり、情報収集を行った上で候補者をリストアップ2. 1. を踏まえて各代表チームの監督・コーチングスタッフ等で協議を行い、監督が最終メンバーを決定3. 技術委員会で最終決議の上、事務総長・専務理事・会長・理事会に報告なお、選手個人の選考基準として整理されているものではないが、日本代表選手、ナショナルコーチングスタッフ、チームスタッフなど、日本代表に関わる全ての人が大切にすべき、共通の価値観として、「日本代表アイデンティティ」を策定・公表しているほか、SAMURAI BLUE(日本代表)、なでしこジャパン(日本女子代表)等の招集選手については、記者会見等により招集理由を含む情報を積極的に開示しており、当協会のウェブサイトにおいても、監督のコメント等を全て公表している。	
18	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	な選考に関する規程を整備す		審判員及び審判指導者等に 関する規則
19	を整備すべきである。	弁護士への相談ルートを確保	2名の弁護士と顧問契約を締結し、各種法律相談を行っている。また、事案の内容に応じて、より専門的な弁護士との協働も都度行っている。理事1名(法務委員長)、監事1名の計2名の弁護士が役員を務めており各種意思決定においても法的なチェックが為されている。	役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプ ライアンス委員会 を設置すべきであ る。			各種委員会組織運営規則 倫理コンプライアンス方針 委員会名簿
21	を設置すべきであ		コンプライアンス委員会の委員は、JFA専務理事以外では、弁護士や公認会計士、税理士等、委員会の 運営上必要と考えられる知識・経験を備えた方で構成されており、適切な議論ができる体制を整えて いる。	委員会名簿
22	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	ライアンス教育を実施するこ	役職員向けのコンプライアンス教育として、「JFAコンプライアンスハンドブック」を作成し、配布している。また、2018年6月にハラスメント研修、2019年11月に情報管理等に関する研修を全局員を対象に行なったほか、2019年1・8・10月、2020年5月にもEラーニング実施、年度内に研修も実施予定であり、コンプライアンスに対する意識の徹底に向けた種々の取組を講じている。一方で、コンプライアンス違反の事案が発生している現状があることを踏まえ、さらなるコンプライアンスへの意識の徹底に向けて、2020年に新設されたコンプライアンス委員会の助言・指導・モニタリングの下、コンプライアンス教育のさらなる充実を図っている。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	ンプライアンス教育を実施すること	登録指導者および審判インストラクターを主な対象として、2019年1・8・10月に暴力根絶、法令遵守、人権尊重と差別禁止、ハラスメント、情報管理をテーマとする、Eラーニングによるコンプライアンス教育を実施し、また、2021年11月には、子どもたちがサッカーを安心・安全に楽しみ続けられる環境を生み出し、守り続け、子どもたちをエンパワーすることを目的としたセーフガーディングボリシーを策定し、ワークショップ等を通じて展開している。これらに加え、代表選手に対しては、インテグリティ研修を行っているほか、Jリーグにおいては、新人研修等を実施している。Eラーニング、研修いずれにおいても、その内容の充実および受講促進に向けた改善を継続して行い、さらに実効性のある取組としていく。	
24	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	アンス教育を実施すること	サッカー及びフットサル審判インストラクターに対して、Eラーニングによるコンプライアンス教育を実施している。 引き続き、Eラーニング、研修会いずれにおいても、その内容の充実および受講促進に向けた改善を継続して行い、さらに実効性のある取組としていく。	
25	築すべきである	門家のサポートを日常的に受	弁護士事務所、会計事務所等の外部専門家と顧問契約を締結しており、法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制が構築されている。また、法務委員会および財務委員会が設置されており、各種委員会組織運営規則に基づき、事務局と密接に連携している。	委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26		に行い、公正な会計原則を遵	経費申請に関するマニュアルを策定し、定期的に点検処理を行うほか、財務諸表等に関しては、月次で元帳を外部の会計事務所によって確認していただいている。加えて、財務諸表等に関しては、毎年会計監査人の監査を受けている。監事については、2名の外部有識者(公認会計士、弁護士)と業務に精通した1名の常勤監事を置き、理事会に出席し職務を全うしている。よって、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。	役員名簿
27	築すべきである		国庫補助金等の利用にあたっては、関連する法令、ガイドライン等を遵守した対応を行うべく、経理マニュアル、助成金対象事業・経理書類提出マニュアル等を策定するなどの取組を通じて適切な取り扱いを行っている。	
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。		法人法に基づき、計算書類を作成し、理事会で承認後、事務所内に備え置いている。また、定款に定める電子公告として、本協会のホームページに貸借対照表を掲載している。	JFA公式ウェブサイト (https://www.jfa.jp/abou t_jfa/report/notice.html)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則7]適切な		選手選考については、サッカーという団体競技の性質上、監督の戦術等に沿った選手選考を行う必要があるという観点などから、一律の定量・定性的な基準を設けて個人を選考するということは行って	
			かめるという観点などがら、一年の定量・足住的な基準を設けて個人を選考するということは行うと  おらず、規程に基づき代表監督及び技術委員会によりチーム編成が決定され、理事会に報告されると	
			おりり、祝性に基づされ衣血自及び牧物安良去によりナーム柵成が大足され、埋事去に報っされると   いうプロセスを経ている。	
		ちに対する情報を開かすると		
29				
29				
	   [原則7] 適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報は、定められた期日までに開示している。	
		情報開示も主体的に行うこと		
		② ガバナンスコードの遵守状		
30		  況に関する情報等を開示する		
		こと		
	[原則8] 利益相		利益相反取引等管理規則を定め、評議員、役員(理事/監事)、職員との利益相反取引及び競業取引	利益相反取引等管理規則
			を適切に管理するために必要な事項を定めている。	
	べきである	じ得る利益相反を適切に管理		
		すること		
21				
31				

審査項目 通し番号		審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相 反を適切に管理すべきである		上記の通り、利益相反取引等管理規則を定めている。	利益相反取引等管理規則
33	[原則9]通報制度を構築すべきである		内部通報者保護規則、JFAホイッスルブローイング(通報窓口)等運用規則に基づき、通報制度を設けている。 運用規則において、通報方法について、利用しやすい複数の方法の設置が定めており、通報窓口について、ウェブサイト等を通じて恒常的に関係者に周知している。また、通報者の保護の観点では、保護規則において、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているほか、保護規則通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。	JFAホイッスルブローイン

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34				JFAホイッスルブローイング(通報窓口)等運用規則
35	である	為、処分対象者、処分の内容 及び処分に至るまでの 手続を 定め、周知すること		港本規則 基本規則

(1水工)				く言い
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰 制度を構築すべき である	立性及び専門性を有すること	当協会では、定款及び司法機関組織運営規則に基づき、司法機関(規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会)を理事会から独立した機関として設置し、中立性を確保している。委員は、弁護士等の外部有識者を評議員会の決議で選任することとしている。	懲罰規程 司法機関組織運営規則
37	紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項を定めること	構(CAS)を利用することが選択肢の一つとして定められているところ、JFAでは、当該規定に則り、 また、CASはサッカーに関する数多くの事案を処理していることなどを考慮し、基本規則において紛	基本規則 懲罰規程 司法機関組織運営規則 和解あっせんに関する規則
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	能であることを処分対象者に	懲罰処分通知において、CASの利用が可能な場合にはその旨を併記している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39		制を事前に構築し、危機管理	当協会では、リスク管理規則を策定し、非常時の対策本部の設置や、情報収集、役職員への指示等、有事の際の危機管理対応を定めるほか、非常時を想定した安否確認のテストや実地訓練を定期的に行っている。直近の事例として、2020年2月には、新型コロナウイルス感染症のリスクが顕在化したことに伴い、対策本部を設置し対応にあたっているなど、有事への適切な準備や対応を行っていると認識している。また、危機管理については、リスク管理規則内の緊急事態対応において、マニュアルに相当する緊急事態の発生時における諸手続きについて定めている。	リスク管理規則
40	体制を構築すべき	は、事実調査、原因究明、責 任者の処分及び再発防止策の	不祥事が発生した場合の対応はリスク管理規則に定められており、実際にコンプライアンスに反する事案が発生した際にも、速やかに弁護士など外部専門家も含めたチームにて調査を行い、事実を確認した上で適切に処分を行っている。なお、こうした事案の発生を重く受け止め、その後速やかに役職員への教育としてEラーニングや研修会を実施し、再発防止に努めるなど再発防止に向けた取組も実施している。	リスク管理規則

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	体制を構築すべき	として外部調査委員会を設置す	コンプライアンスに反する事案が発生した際、速やかに弁護士など外部専門家も含めたチームにて調査を行っているが、これまでの実績では、調査委員会として設置した事例はないため本項目は該当しない。	
42	ナンスの確保、コ ンプライアンスの 強化等に係る指	地方組織等との間の権限関係 を明確にするとともに、地方 組織等の組織運営及び業務執 行について適切な指導、助言 及び支援を行うこと	加盟団体規則を設け、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種の連盟、Jリーグ、関連団体の権限や義務を定めている。また、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針として、中期計画2022-2025の「組織」の領域において、「JFA・加盟団体も含めたサッカー界ガバナンス、コンプライアンスの強化47FAの強い経営基盤の構築」をテーマとして掲げ、潜在リスク対応だけでなく、収益獲得・業務効率化といった多面的な支援を展開することを定め、各種施策を実行している。体制面では、これらを推進する主体として、事務局内に「47都道府県/9地域サッカー協会担当部」を設け、組織運営・業務執行について適切な指導、助言を行っているほか、補助金制度を設け財政的な支援を行っている。	関連組織図 2023年度47FA一括補助金 交付要項 2029年度9地域FA一括補助 金交付要項 47FA・地域FAガバナンス
		する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	マ(ビジョン・ミッションの策定、財務、マーケティング等)に関する学びの場として「基盤強化研修会」の開催や、各協会のガバナンス・コンプライアンスの強化に向けた説明会を開催しているほ	47FA・地域FAガバナンス 強化説明資料 JFAスポーツマネジャーズ カレッジ開催概要